

岩手県告示第696号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 下閉伊郡山田町船越第10地割15番1の一部、19番1及び19番12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 下閉伊郡山田町船越第10地割18番地 宗教法人海蔵寺